別表第二中七十二の項を八十九の項とし、七十一の項を八十八の項とし、七十の項を八十七の項とし、六十九の二の項を八十六の項とし、六十九の項を八十四の項とし、同項の次に次のように加える。

八十五　厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中六十八の項を八十三の項とし、五十七の項から六十七の項までを十五項ずつ繰り下げ、五十六の二の項を七十一の項とし、五十六の項を六十九の項とし、同項の次に次のように加える。

七十　厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中五十五の項を六十八の項とし、三十九の項から五十四の項までを十三項ずつ繰り下げ、三十八の項を五十の項とし、同項の次に次のように加える。

五十一　厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の三十七の項を同表の四十八の項とし、同項の次に次のように加える。

四十九　厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中三十六の項を削り、三十五の項を四十七の項とし、三十二の項から三十四の項までを十二項ずつ繰り下げ、三十一の項を四十一の項とし、同項の次に次のように加える。

四十二　厚生労働大臣	診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
四十三　日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中三十の項を四十の項とし、二十二の項から二十九の項までを十項ずつ繰り下げ、二十一の項を削り、二十の項を三十一の項とし、十九の項を二十五の項とし、同項の次に次のように加える。

二十六　厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十七　厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八　厚生労働大臣	保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九　都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
三十　厚生労働大臣	歯科衛生士法による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中十八の項を二十四の項とし、十七の項を二十三の項とし、十六の三の項を二十二の項とし、十六の二の項を二十一の項とし、十六の項を十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八　厚生労働大臣	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
十九　都道府県知事	栄養士法による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十　厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中十五の項を十六の項とし、九の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九　都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二に次のように加える。

百五十一　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第五十七条　地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「は、」の下に「国及び」を、「もって」の下に「情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、」を加える。

第五条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）」に改める。